

「個人情報の保護に関する法律に基づく処分に係る審査基準」新旧対照表

改正案	現 行
<p>(開示決定等の審査基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 個人情報保護法第82条2項の規定に基づく開示しない旨の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 開示請求に係る保有個人情報を審査会において保有していない場合又は開示請求の対象が<u>個人情報保護法第124条第2項</u>に該当する場合若しくは同法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当しない場合</p> <p>四 開示請求の対象が<u>個人情報保護法第124条第1項</u>に該当する場合又は同法以外の法律における適用除外規定により開示請求の対象外のもの(訴訟に関する書類等)である場合</p> <p>五 開示請求書に個人情報保護法第77条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合若しくは同条第2項に規定する<u>開示請求に係る保有個人情報の本人であること(未成年若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。))による開示請求にあつては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類に不備がある場合</u>又は開示請求手数料が納付されていない場合。ただし、当該不備を補正することができる認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。</p> <p>六 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(部分開示に関する判断基準)</p> <p>第5条 開示請求に係る保有個人情報について、個人情報保護法第79条に基</p>	<p>(開示決定等の審査基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 個人情報保護法第82条2項の規定に基づく開示しない旨の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 開示請求に係る保有個人情報を審査会において保有していない場合又は開示請求の対象が<u>個人情報保護法第122条第2項</u>に該当する場合若しくは同法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当しない場合</p> <p>四 開示請求の対象が<u>個人情報保護法第122条第1項</u>に該当する場合又は同法以外の法律における適用除外規定により開示請求の対象外のもの(訴訟に関する書類等)である場合</p> <p>五 開示請求書に個人情報保護法第77条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合若しくは同条第2項に規定する<u>開示請求に係る保有個人情報の本人(未成年若しくは成年被後見人にあつては本人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。))であることを示す書類に不備がある場合</u>又は開示請求手数料が納付されていない場合。ただし、当該不備を補正することができる認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。</p> <p>六 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(部分開示に関する判断基準)</p> <p>第5条 開示請求に係る保有個人情報について、個人情報保護法第79条に基づ</p>

づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、次の各号の基準により行う。

一～三 (略)

四 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報が記録されている場合について（個人情報保護法第79条第2項）

イ 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、個人情報保護法第78条第1項第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、同法第79条第1項の規定により開示することになる。

ただし、同項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

ロ (略)

(訂正決定等の審査基準)

第7条 (略)

2 個人情報保護法第93条第2項の規定に基づく訂正しない旨の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

一 保有個人情報の訂正に関して個人情報保護法以外の法令の規定により特

き部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、次の各号の基準により行う。

一～三 (略)

四 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合について（個人情報保護法第79条第2項）

イ 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、個人情報保護法第78条第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、同法第79条第1項の規定により開示することになる。

ただし、同項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

ロ (略)

(訂正決定等の審査基準)

第7条 (略)

2 個人情報保護法第93条第2項の規定に基づく訂正しない旨の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

一 保有個人情報の訂正に関して行政機関個人情報保護法以外の法律又は当該

別の手続が定められている場合

二～七 (略)

3 (略)

(利用停止決定等の審査基準)

第8条 個人情報保護法第101条第1項の規定に基づく利用停止をする旨の決定は、請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

一 個人情報保護法第61条第2項の規定に違反して保有されている場合

「個人情報保護法第61条第2項の規定に違反して保有されている場合」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。また、個人情報保護法第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。

二 個人情報保護法第63条の規定に違反して取り扱われている場合

「個人情報保護法第63条の規定に違反して取り扱われている場合」とは、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている場合等をいう。

「違法又は不当な行為」とは、法その他の法令に違反する行為及び直ちに違法とはいえないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

「おそれ」の有無は、行政機関の長等による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における行政機関等の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。

法律に基づく命令の規定により特別の手続が定められている場合

二～七 (略)

3 (略)

(利用停止決定等の審査基準)

第8条 個人情報保護法第101条第1項の規定に基づく利用停止をする旨の決定は、請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。

(新設)

(新設)

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用する具体例としては、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために個人情報を利用する場合等が考えられる。

三 個人情報保護法第64条の規定に違反して取得された場合

(新設)

「個人情報保護法第64条の規定に違反して取得された場合」とは、偽りその他不正の手段により取得した場合をいう。

なお、不正の手段により個人情報を取得する具体例としては、行政サービスの見返りとして本来は提供する必要のない個人情報を提供するよう強要し、これを取得する場合等が考えられる。

四 個人情報保護法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合

(新設)

「個人情報保護法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

五 保有個人情報が個人情報保護法第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合

(新設)

「個人情報保護法第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合」とは、個人情報保護法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

六 個人情報保護法第71条第1項の規定に違反して提供されている場合

(新設)

「個人情報保護法第71条第1項の規定に違反して提供されている場合」とは、同条の規定に違反して、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供されている場合をいう。

なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、

なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、

そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。

一 適法に取得されたものでない場合

「適法に取得されたものでない場合」とは、暴行、脅迫等の手段により取得した場合、個人情報の取得について定めた個別法規に違反して取得した場合等をいう。

二 個人情報保護法第6 1条第2項の規定に違反して保有されている場合

「個人情報保護法第6 1条第2項の規定に違反して保有されている場合」とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。また、同条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。

三 個人情報保護法第6 9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合

「個人情報保護法第6 9条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

四 保有個人情報が個人情報保護法第6 9条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合

「個人情報保護法第6 9条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合」とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

2 個人情報保護法第101条第2項の規定に基づく利用停止しない旨の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

一 保有個人情報の利用停止に関して個人情報保護法以外の法令の規定により特別の手續が定められている場合

(削除)

二 個人情報保護法第98条第1項各号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合

三 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた利用停止請求でない場合

四 利用停止請求書に個人情報保護法第99条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（同法第98条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。

五 利用停止請求に理由があると認められない場合

六 利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

2 個人情報保護法第101条第2項の規定に基づく利用停止しない旨の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

一 保有個人情報の利用停止に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合

二 個人情報保護法第90条第1項各号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合

三 個人情報保護法第98条第1項各号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合

四 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた利用停止請求でない場合

五 利用停止請求書に個人情報保護法第99条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（同法第98条第2項の規定による利用停止請求にあっては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができるものと認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。

六 利用停止請求に理由があると認められない場合

七 利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

附 則（令和5年3月29日公監審第552号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。